

## 目黒区技能功労者表彰要綱

令和3年3月31日付け目区産第4533号

### (目的)

第1条 この要綱は、永年にわたり区内産業を支える優秀な技能を有し、他の模範となる技能者を表彰することによって、その技術を次代に継承するとともに、新たな技術の育成を図ることを目的とする。

### (基準日)

第2条 年数等の基準は毎年8月31日現在とする。

### (表彰の基準)

第3条 表彰の基準は、次に規定する要件を満たす者とする。

- (1) 現在区内企業に勤務し第5条に規定する職に従事する者で、他の模範となっているものであること。
- (2) 現在の職の経験年数を20年以上有する卓越した技能者で後進の指導育成に従事するもの、又は現在の職の経験年数を7年以上有する極めて優れた技能者であること。
- (3) この要綱に基づく表彰を受けていない者であること。

### (欠格条項)

第4条 表彰を受けるべき者が刑事事件に関し、現に起訴されている者又は刑に処せられた者(ただし、刑の消滅した者は除く。)その他表彰の趣旨に反すると認められる者は、表彰しない。

### (対象職種の種類)

第5条 技能職の種類は別表のとおりとする。

### (被表彰者の推薦)

第6条 前条に規定する技能職種に関する各団体(以下「技能職団体等」という。)又は個人(自薦は除く。)は、表彰の要件を満たす者があるときは、区長に推薦調書(別紙)を提出するものとする。

### (推薦調書受付期間)

第7条 推薦調書を受け付ける期間は、区長が定める日とする。

### (被表彰者の選定)

第8条 区長は、第6条の規定による推薦に基づき、次の各号に掲げる者につき、それぞれ当該各号に定める数の被表彰者を選定する。

- (1) 技能職団体等の推薦に係る者 1団体1職種につき原則として1人
- (2) 技能職団体等に未加入の企業及び個人の推薦に係る者 同一職種ごとに原則として1人

### (選考委員会の設置)

第9条 前条に規定する被表彰者の選定の適正を期するため、目黒区技能功労者選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (委員会の組織)

第10条 委員会は、7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する。

- (1) 東京商工会議所 1人
- (2) 商業団体代表 1人
- (3) 工業団体代表 1人
- (4) 技能職団体代表 4人以内

### (会長)

第11条 委員会に会長を置き、会長は、委員のうちから互選により定める。

### (任期)

第12条 委員の任期は、委嘱の日から表彰の日までとする。

(表彰)

第13条 表彰は被表彰者に対し、表彰状及び記念品を贈呈して行う。

2 表彰は区長が定める日に行う。(死亡の場合の表彰)

第14条 表彰を受けるべき者が死亡したときは、生前にさかのぼってこれを表彰し、前条の表彰状及び記念品をその遺族に贈る。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

この要綱は、昭和55年7月30日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和59年7月14日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和61年8月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年9月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年6月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年6月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、第3条第2号中「20年」とあるのは、当分の間「25年」と読みかえるものとする。

別表(第5条関係)

番号	技能職種の範囲		
1	左官職	20	染色工
2	ブロック工	21	時計修理技能士
3	タイル工	22	自動車整備工
4	大工職	23	板金工
5	鳶職	24	プレス工
6	屋根職	25	旋盤工
7	塗装工	26	植字・印刷工
8	配管工	27	和生菓子職
9	電気工事士	28	洋菓子製造
10	造園工(植木職)	29	豆腐製造業
11	石工	30	製麺職
12	畳職	31	調理師
13	建具職	32	美容師
14	表具・経師職	33	理容師
15	鉄筋・鉄骨職	34	クリーニング師
16	ガラス・サッシ工	35	鍼・灸・マッサージ・指圧師

1 7	建築板金工	3 6	風呂桶製造
1 8	洋服仕立職	3 7	印章製造
1 9	和服仕立職	3 8	その他区長が認めた職種